

平成18年 1月 6日
福島県道路領域豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領に基づく警戒体制
への移行について

1. 内 容

県内指定雪量観測点5箇所のうち3箇所において警戒積雪深に達し、今後も引き続き積雪による道路交通障害の発生が予想されることから、本日16時に豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領に基づく警戒体制へ移行し、土木部内に「道路雪害対策本部」、関係建設事務所に「道路雪害対策地方本部」を設置しました。

	指定雪量観測点	警戒積雪深	1月6日積雪深
1	会津若松市(追手町)	80cm	69cm
2	猪苗代町(土木事務所)	110cm	82cm
3	西会津町(野沢地内)	150cm	154cm
4	田島町(合同庁舎)	90cm	133cm
5	只見町(蒲生地内)	280cm	326cm

2. 警戒体制における活動内容等

関係機関との連絡を密にし、道路に関する情報連絡の強化
一般市民への情報提供（ホームページに雪量情報及び交通規制状況を掲載）
除排雪作業の強化並びに応援協力体制の検討
道路パトロールの強化
待機体制

本庁道路領域道路管理グループ及び会津方部の建設事務所（会津若松、喜多方、南会津）において、土日・祝日も含め職員を配置する。
（なお、状況の変化により24時間体制に移行する。）

本庁連絡先
福島県道路領域 道路管理グループ
TEL 024-521-7468